

事務連絡  
令和2年8月28日

障害福祉サービス事業所 各位

中城村福祉課  
課長 照屋 淳

新型コロナウイルス感染症拡大防止にともなう臨時的な取扱いについて（通知）

平素より本村の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和2年7月31日付け事務連絡にてお知らせしたみだしの件について、県内における最近の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、下記の期間まで適用終了予定日を延長することとしましたのでお知らせします。

#### 記

1. 適用開始年月日：令和2年8月1日
2. 適用終了予定日：令和2年8月31日【変更前】→令和2年9月30日【変更後】  
※国・県からの通知により変更になる場合もあります。  
※今後の対応については随時村ホームページにてお知らせします。
3. 注意事項
  - ① 在宅でのサービスを希望する利用者で、電話等による健康管理や相談支援等、できる限りの支援提供を行った場合。  
※代替的支援実施の際はこれまでの厚生労働省の通知やQ&Aを参考にしてください。
  - ② 別紙報告書に代替的支援を記録し、利用者署名の上、提供月の翌月15日までに本村に提出すること。
  - ③ 利用者（保護者）には代替的支援を行ったときにも利用者負担が発生することになりますので、事前に丁寧な説明を行い、承諾を得てください。

中城村役場 福祉課 福祉係  
障害福祉担当：金城  
Tel：098-895-1738（内線261）  
FAX：098-895-3048